

## 【申込書】

ファックス番号：059（345） 0588

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部

11 月 28 日の「職場の受動喫煙防止対策に係る説明会」に出席します。

|       |             |
|-------|-------------|
| ご 所 属 |             |
| お 名 前 |             |
| ご連絡先  | FAX       ： |
|       | 電話番号：       |
|       | E-mail   ：  |

※お申し込みは、定員（100 名）になり次第、締め切らせていただきます。  
※複数の申し込みをされた場合、申し込みの状況によっては出席者の調整をお願いすることがあります。

## 【連絡先】

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部  
説明会コーディネーター 北山労働安全衛生コンサルタント事務所  
〒510-0954 四日市市采女町 430-58  
TEL：090-9901-9058      FAX：059-345-0588  
E-mail：kitayama777@re.commufa.jp

## 【説明会会場】

サン・ワーク津：津市島崎町 143-6   TEL：059-227-3157  
（交通：津駅三交バス「イオン津」下車 3 分）



〔駐車場：110 台（無料）〕

※会場の使用状況によっては満車になる場合があります。  
※上記の三交バス等をご利用ください。

## 職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ (厚生労働省委託事業)

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部

### 労働安全衛生法が改正され、 職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となっています

平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 82 号) が公布され、平成 27 年 6 月 1 日から施行されています。

「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりましたので、各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められています。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。このたび、その一環として三重労働局のご支援を得て労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することとしましたので、ふるって御参加いただきますようご案内申し上げます。

#### 記

対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

日時：平成 28 年 11 月 28 日（月） 14 時 00 分から 16 時 00 分

場所：サン・ワーク津（裏面地図参照）

内容：① 受動喫煙による健康への有害性

（三重県健康福祉部医療対策局健康づくり課担当者が講義。）

② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備

③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組（安衛法改正の内容含む。）

（三重労働局労働基準部健康安全課担当者が講義。）

④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介

（厚生労働省の支援制度（助成金制度を含む）についても紹介します。）

参加要領：申込書（裏面）に事業所名、参加者名、ご連絡先の電話番号を記載して、ファックスでお申込みください。

申込期限：11 月 10 日

参加費：無料（テキスト等も無料）

以上